

誓 約 書

令和 年 月 日

大分市長 殿

申請者 住所
氏名

私が 大分市 地先の市道 線の道路側溝に合併浄化槽処理水及び雨水等を放流するにあたり、下記のことを誓約いたします。

記

- ① 合併浄化槽処理水（生活排水等）及び雨水等（以下「民地からの放流水」という。）を道路側溝に放流する場合は、民地内に蓋の取り外しが可能な、ため桝を設置し、そのため桝から道路側溝へ放流します。道路側溝への接続箇所は原則、1箇所とし、接続部の維持管理及び補修並びに通水の支障とならないよう、自宅前の道路側溝の清掃を実施します。
また、道路側溝からの逆流等によりため桝及び合併浄化槽等に汚損等が生じた場合は、又は正常に機能しなくなった場合は自らの負担で修繕等を行ないます。
- ② 浄化槽法の規定に従い、浄化槽の保守点検及び清掃を行なうとともに法定検査（浄化槽法第7条に基づく水質検査及び同法第11条に基づく定期検査）を受け、法定検査の検査結果報告書の写しを道路占用許可更新時に提出します。
保守点検や検査の結果、不適正とされた場合には、直ちに浄化槽の補修を行い、改善のうえ、改善後の放流水に係る検査結果報告書の写しを改めて提出します。
また、改善できない場合は、放流の停止を行い、道路を原状に回復いたします。
- ③ 民地からの放流水を道路側溝に放流したことに起因して、道路管理者に損害を与えるほか、放流水に関して生じた第三者との紛争及び苦情等は、自から損害を賠償し、紛争及び苦情等を解決いたします。
- ④ 公共下水道等が整備された場合は、自からの負担において公共下水道等への付替えを行い、道路について速やかに原形復旧を図ります。
- ⑤ 道路管理者が道路管理又は環境保全のために必要な指示を行なう場合には、これに従います。
- ⑥ 道路管理者が実施する道路に関する工事のため、道路占用物件の移設等を命じられた場合、自からの負担において移設等を実施いたします。
- ⑦ 道路占用物件の原因により道路に損傷が生じた場合は、道路管理者の指示等に従い、自からの負担において道路損傷箇所の復旧をいたします。
- ⑧ 道路法並びにその他の関係法令等を厳守いたします。
- ⑨ この誓約に違反した場合には、道路占用許可の取消等、道路法に規定される処分を受けても何ら異存はありません。